

## 仮設建築物適用除外項目表（1 / 4）

### 建築基準法

#### 第85条第6項

特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

条項	内容	有無
第12条第1項～第4項	報告、検査等	
第21条	大規模の建築物の主要構造部	
第22条	屋根	
第23条	外壁	
第24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	
第25条	大規模の木造建築物等の外壁等	
第26条	防火壁等	
第27条	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物	
第31条	便所	
第34条第2項	非常用昇降機	
第35条の2	特殊建築物等の内装	
第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	
第37条	建築材料の品質	
第43条	敷地等と道路との関係	
第43条の2	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
第44条	道路内の建築制限	
第47条	壁面線による建築制限	
第48条	用途地域等	
第49条	特別用途地区	
第49条の2	特別用途制限地域	
第50条	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限	
第51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	
第52条	容積率	
第53条	建蔽率	
第53条の2	建築物の敷地面積	
第54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	
第55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	

## 仮設建築物適用除外項目表（2 / 4）

第56条	建築物の各部分の高さ	
第56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
第57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	
第57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	
第57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	
第57条の5	高層住居誘導地区	
第58条	高度地区	
第59条	高度利用地区	
第59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	
第60条	特定地区	
第60条の2	都市再生特別地区	
第60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区	
第60条の3	特定用途誘導地区	
第61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	
第62条	屋根	
第63条	隣地境界線に接する外壁	
第64条	看板等の防火措置	
第65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置	
第66条	第38条の準用	
第67条	特定防災街区整備地区	
第68条	景観地区	
第68条の2	市町村の条例に基づく制限	
第68条の3	再開発等促進地区内の制限の緩和	
第68条の4	建築物の容積率の最高限度…（略）…容積率の特例	
第68条の5	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
第68条の5の2	区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
第68条の5の3	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例	
第68条の5の4	住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例	
第68条の5の5	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例	
第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例	
第68条の6	道路の位置の指定に関する特例	
第68条の7	予定道路の指定	
第68条の8	建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置	
第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造	

## 仮設建築物適用除外項目表（3 / 4）

### 建築基準法施行令

#### 第147条第1項

法第85条第2項、第6項又は第7項に規定する仮設建築物（高さが60m以下のものに限る。）については、第22条、第28条から第30条まで、第37条、第46条、第49条、第67条、第70条、第3章第8節、第112条、第114条、第5章の2、第129条の2の3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第129条の13の2及び第129条の13の3の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第41条から第43条まで、第48条及び第5章の規定は適用しない。

条項	内容	有無
第22条	居室の床の高さ及び除湿方法	
第28条	便所の採光及び換気	
第29条	くみ取便所の構造	
第30条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
第37条	構造部材の耐久	
第46条	構造耐力上必要な軸組等	
第49条	外壁内部等の防腐措置等	
第67条	接合	
第70条	柱の防火被覆	
第3章第8節	構造計算	
第112条	防火区画	
第114条	建築物の界壁、間仕切り壁及び隔壁	
第5章の2	特殊建築物等の内装	
第129条の2の3	建築設備の構造強度	
第129条の13の2	非常用の昇降機の設置を要しない建築物	
第129条の13の3	非常用の昇降機の設置及び構造	

## 仮設建築物適用除外項目表（4 / 4）

---

### 長崎県建築基準条例

#### 第28条

法第85条第6項の仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第2章及び第3章の規定の適用を緩和する。

---

第3条	がけに近接する建築物
第5条	連続式店舗の通路
第6条	煙突のライティング
第7条	共同住宅等の内装
第8条	共同住宅等の出入り口
第9条	長屋
第10条	ボイラー室の構造
第11条	出入口等
第12条	直通階段
第13条	客用の廊下
第14条	客席部の構造
第15条	客席部と舞台部分との区画
第16条	避難階段
第16条の2	避難階における避難経路
第16条の3	興行場等の用途に供する部分への適用
第16条の4	興行場などの用途に供する部分における直通階段の共用
第17条	制限の緩和
第18条	自転車車庫等の構造
第19条	他の用途部分との区画